

印西市地域包括支援センター 運営事業業務委託法人募集要項

平成29年11月

印西市健康福祉部高齢者福祉課

目次

I 公募の目的及び概要	1
I-1 公募の趣旨	
I-2 担当圏域及び設置場所等	
I-3 業務内容	
I-4 委託期間	
I-5 人員体制	
I-6 業務時間	
II 運営財源等	7
II-1 運営財源	
II-2 経理区分	
II-3 支払方法	
III 応募	9
III-1 応募資格	
III-2 スケジュール	
III-3 募集要項の配布	
III-4 公募説明会	
III-5 参加表明手続	
III-6 質問及び回答	
III-7 応募書類の提出	
III-8 応募に関する注意事項	
IV 選定及び契約	14
IV-1 審査及び選定	
IV-2 契約	
V 応募書類等一覧	15
V-1 応募書類	
担当部署	17

I 公募の目的及び概要

I-1 公募の趣旨

市では、地域包括ケアシステムの構築に向けて、平成29年度から市内5か所の地域包括支援センターを5法人に委託し、運営しています。

平成30年度からの第7期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に伴い、地域包括支援センターのさらなる機能強化を目指し、すべての地域包括支援センターを対象に、改めて運営業務を受託する法人を募集します。

なお、1つの法人が複数の地域包括支援センターに応募することは認めません。

I-2 担当圏域及び設置場所等

地域包括支援センターの担当圏域・地区及び設置場所・設置数は表1、人口構成は表2のとおりです。

表1 地域包括支援センターの名称、担当圏域、設置数、設置場所、担当地区

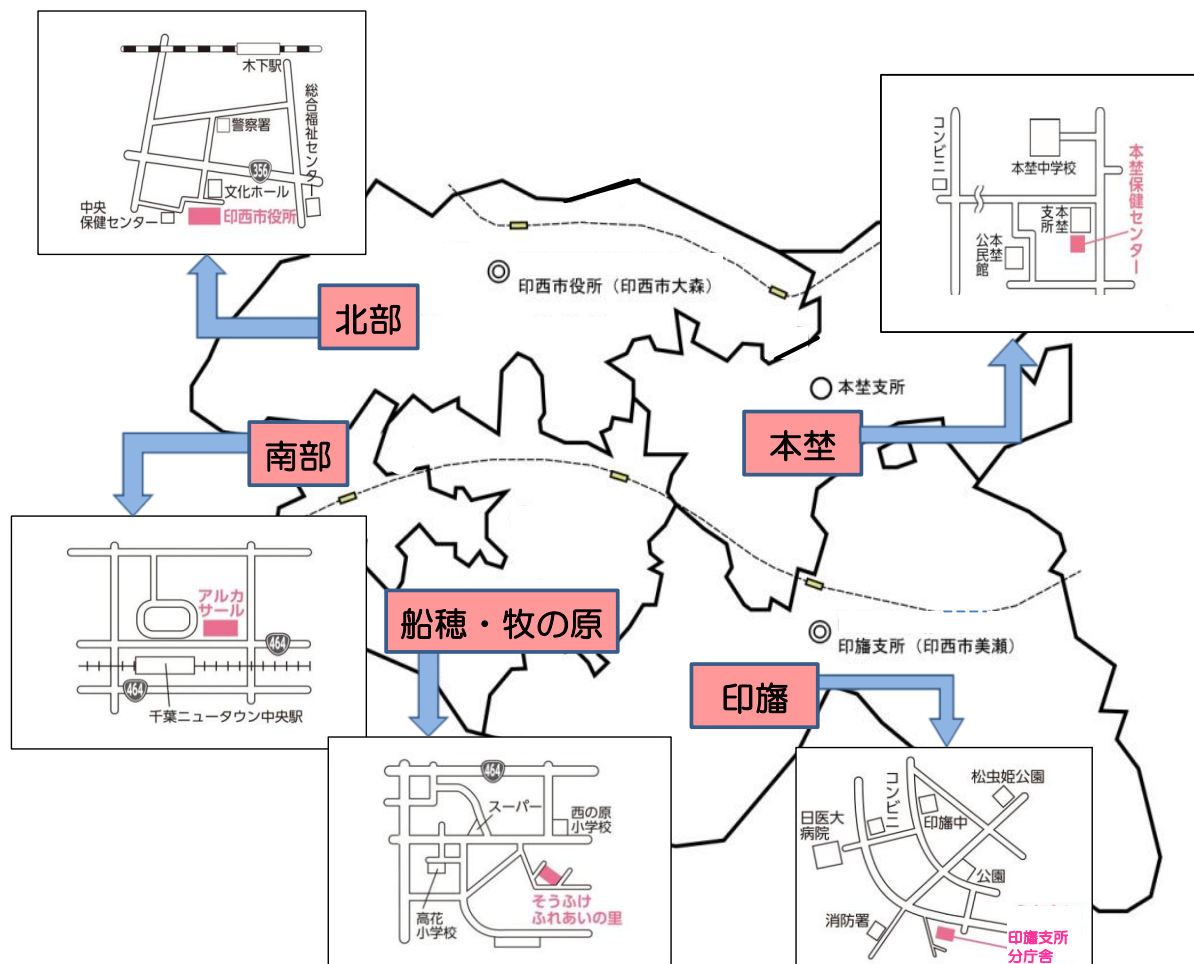
名称	圏域	設置数	設置場所	担当地区
印西北部 地域包括支援センター	北部	1	大森2364番地2 印西市役所1階	木下・木下南・竹袋・別所・宗甫・木下東・平岡・平岡官堤・小林・小林官堤・小林官堤腹・小林北・小林浅間・小林大門下・大森・鹿黒・鹿黒南・亀成・発作・相嶋・浅間前・大森官堤・浦部・浦部村新田・白幡・浦幡新田・高西新田・小倉・和泉・牧の台
印西南部 地域包括支援センター	南部	1	中央北一丁目4番 アルカサル内	小倉台・大塚・牧の木戸・木刈・武西学園台・戸神台・中央北・中央南・内野・原山・高花
船穂・牧の原 地域包括支援センター	船穂・ 牧の原	1	草深924番地 そうふけふれあいの里内	武西・戸神・船尾・松崎・松崎台・結縁寺・多々羅田・草深・東の原・西の原・原・泉・牧の原・泉野
印旛 地域包括支援センター	印旛	1	美瀬一丁目25番地 印旛支所分庁舎	瀬戸・山田・平賀・平賀学園台・吉高・萩原・松虫・岩戸・師戸・鎌苅・大廻・造谷・つくりや台・吉田・美瀬・舞姫・若萩
本埜 地域包括支援センター	本埜	1	笠神2587番地 本埜保健センター内	中根・荒野・角田・竜腹寺・惣深新田飛地・滝・物木・笠神・行徳・川向・下曾根・中・萩埜・桜野・押付・佐野屋・和泉屋・甚兵衛・立埜原・松木・中田切・下井・長門屋・酒直ト杭・安食ト杭・将監・本埜小林・滝野・みどり台

表2 圏域別人口

(平成29年4月1日現在)

圏域	人口	第1号被保険者数	前期高齢者数	後期高齢者数	高齢化率
北部	20,991人	6,155人	3,510人	2,645人	29.3%
南部	35,931人	6,715人	4,460人	2,255人	18.7%
船穂・牧の原	18,513人	2,489人	1,463人	1,026人	13.4%
印旛	13,168人	3,353人	1,795人	1,558人	25.5%
本埜	8,596人	1,892人	989人	903人	22.0%

図1 地域包括支援センター担当地域図



I-3 業務内容

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターとしての機能及びこれに関連する政省令等に定められた業務です。

応募にあたっては、関係法令等を確認してください。

1. 包括的支援事業

- ① 第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニ）
- ② 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）
- ③ 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）
- ⑤ 在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）
- ⑥ 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）
- ⑦ 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）
- ⑧ 地域ケア会議推進事業（法第115条の48）

2. 任意事業

- ① 家族介護支援事業
- ② 認知症サポーター等養成事業

3. 指定介護予防支援業務

法第115条の22第1項の規定に基づき指定介護予防支援事業所としての申請を行い、市の指定を受けて実施するもの

4. その他

- ① 一般介護予防事業
- ② 国の制度改正に伴い、地域包括支援センターにおいて実施する必要が生じた業務

※業務内容の詳細については、「印西市印西北部地域包括支援センター運営事業業務委託仕様書」「印西市印西南部地域包括支援センター運営事業業務委託仕様書」「印西市船穂・牧の原地域包括支援センター運営事業業務委託仕様書」「印西市印旛地域包括支援センター運営事業業務委託仕様書」「印西市本埜地域包括支援センター運営事業業務委託仕様書」のとおりです。

※上記1. ⑥生活支援体制整備事業における第2層生活支援コーディネーターの配置及び第2層協議体の運営、⑦認知症総合支援事業における認知症カフェの開催、4. ①一般介護予防事業 については、別途、市と委託契約を締結した上での実施を予定しています。

I-4 委託期間

1. 委託期間

平成30年3月1日から平成34年3月31日まで

2. 業務の引き継ぎ

平成30年3月1日から平成30年3月31日までは、平成30年4月1日からの業務開始に向けた準備期間とし、引き継ぎなどを行います。

この期間の費用については、受託法人の負担とします。

3. 契約の解除

法令等を遵守しない場合や公正・中立な立場で業務を実施していない場合など、運営に著しい支障が生じると認められる場合には、印西市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）に諮り、期間の満了を待たずに契約を解除するものとします。

I-5 人員体制

1. 専門職の職種

次のアからウまでの職種（以下「3職種」という。）の職員を配置することとします。

ア 保健師その他これに準ずる者

- a 保健師
- b 地域ケア、地域保健等に関する相談業務経験のある看護師（准看護師は含まない）

イ 社会福祉士その他これに準ずる者

- a 社会福祉士
- b 福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者

ウ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者

- a 主任介護支援専門員
- b 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者
- c 主任介護支援専門員研修修了予定者
平成29年度の千葉県主任介護支援専門員研修の受講により資格取得を予定する者も可とします。

2. 3職種の人数

① 印西北部地域包括支援センター、印西南部地域包括支援センター

常勤専従3人、常勤換算1人とし、職種ごとの具体的な配置数は次のaからcまでのいずれかのパターンとします。

- a パターン1
 - i 保健師その他これに準ずる者 常勤専従1人
 - ii 社会福祉士その他これに準ずる者 常勤専従1人
 - iii 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 常勤専従1人、常勤換算1人
- b パターン2
 - i 保健師その他これに準ずる者 常勤専従1人
 - ii 社会福祉士その他これに準ずる者 常勤専従1人、常勤換算1人
 - iii 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 常勤専従1人
- c パターン3
 - i 保健師その他これに準ずる者 常勤専従1人、常勤換算1人
 - ii 社会福祉士その他これに準ずる者 常勤専従1人
 - iii 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 常勤専従1人

② 印旛地域包括支援センター

常勤専従3人とし、職種ごとの具体的な配置数は次のとおりとします。

- a 保健師その他これに準ずる者 常勤専従1人
- b 社会福祉士その他これに準ずる者 常勤専従1人
- c 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 常勤専従1人

③ 船穂・牧の原地域包括支援センター、本埜地域包括支援センター

常勤専従2人、常勤換算1人とし、職種ごとの具体的な配置数は次のaからcまでのいずれかのパターンとします。

- a パターン1
 - i 保健師その他これに準ずる者 常勤専従1人
 - ii 社会福祉士その他これに準ずる者 常勤専従1人
 - iii 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 常勤換算1人
- b パターン2
 - i 保健師その他これに準ずる者 常勤専従1人
 - ii 社会福祉士その他これに準ずる者 常勤換算1人
 - iii 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 常勤専従1人

c パターン3

- i 保健師その他これに準ずる者 常勤換算1人
- ii 社会福祉士その他これに準ずる者 常勤専従1人
- iii 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 常勤専従1人

3. その他の職員の配置

3職種職員の他に必要な人員については、指定介護予防支援事業所の専任として受託法人において配置することとします。

4. その他の事項

- (1) 常勤専従の職員のうち、1人を管理者とします。
- (2) 常勤専従の職員は他業務との兼務は認めません（指定介護予防支援業務は除く）。
- (3) 3職種職員は、包括的支援事業の実施に支障を来さない範囲で指定介護予防支援業務との兼務を可能としますが、指定介護予防支援業務の1人あたりの担当件数は月10件（介護予防ケアマネジメントAを含む。）を上限とします。
- (4) 3職種職員が産前産後休暇・育児休暇又は30日以上病気休暇等を取得する場合は、速やかに市に報告し、代替職員を補充することとします。

I-6 業務時間

(1) 開所日

月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日を除く。）

(2) 開所時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 24時間対応

開所日・開所時間に関わらず、緊急の相談・支援に備え、電話等により24時間の対応が可能な体制を確保してください。

Ⅱ 運営財源等

Ⅱ-1 運営財源

地域包括支援センターの運営財源は、市からの委託料（地域包括支援センター運営事業業務委託料及び介護予防ケアマネジメント委託料）及び介護報酬（指定介護予防支援）により賄われます。

1. 委託料

(1) 地域包括支援センター運営事業業務委託料（上限額）

名称	年度	上限額
印西北部地域包括支援センター	平成 30 年度	19,096,000 円
	平成 31 年度	19,096,000 円
	平成 32 年度	19,096,000 円
	平成 33 年度	19,096,000 円

名称	年度	上限額
印西南部地域包括支援センター	平成 30 年度	19,096,000 円
	平成 31 年度	19,096,000 円
	平成 32 年度	19,096,000 円
	平成 33 年度	19,096,000 円

名称	年度	上限額
船穂・牧の原地域包括支援センター	平成 30 年度	15,106,000 円
	平成 31 年度	15,106,000 円
	平成 32 年度	15,106,000 円
	平成 33 年度	15,106,000 円

名称	年度	上限額
印旛地域包括支援センター	平成 30 年度	15,862,000 円
	平成 31 年度	15,862,000 円
	平成 32 年度	15,862,000 円
	平成 33 年度	15,862,000 円

名称	年度	上限額
本埜地域包括支援センター	平成 30 年度	15,106,000 円
	平成 31 年度	15,106,000 円
	平成 32 年度	15,106,000 円
	平成 33 年度	15,106,000 円

※委託料には、人件費、事業費が含まれています。ただし、次の経費は市が別途契約しているため含みません。

・電気代	・上下水道代	・ネットワーク回線使用料	・複合機リース料
・事務所賃借料	・機械警備委託料	・システム委託料	

(2) 介護予防ケアマネジメント委託料

法第115条の45第1項第1号ニに規定するサービスに係る委託料です。原則的な介護予防ケアマネジメントAの場合の単価は1件あたり4,390円（初回の場合は3,063円を加算）です。

指定居宅介護支援事業所へ原案委託を行う場合は、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所へ委託料を支払います。

(参考) 介護予防ケアマネジメント作成数 (平成29年8月末現在)

圏域	北部	南部	船穂・牧の原	印旛	本埜
件数	85	68	22	24	18
(うち原案委託数)	(34)	(37)	(10)	(12)	(0)

2. 介護報酬(指定介護予防支援)

法第58条に規定する指定介護予防支援に係る介護予防サービス計画費(介護報酬)であり、受託法人の収入となります。報酬額は1件あたり4,390円(初回の場合は3,063円を加算)です。

(平成29年11月現在)

指定居宅介護支援事業所へ原案委託を行う場合は、介護報酬から原案委託料を支払います。

(参考) 介護予防サービス計画 給付管理件数 (平成29年8月末現在)

圏域	北部	南部	船穂・牧の原	印旛	本埜
件数	82	69	20	46	22
(うち原案委託数)	(39)	(39)	(11)	(20)	(0)

Ⅱ-2 経理区分

委託料（包括的支援事業）、委託料（介護予防ケアマネジメント）及び介護報酬（指定介護予防支援）は、それぞれ会計を区分し、経理に関する帳簿等必要な書類を整備してください。

Ⅱ-3 支払方法

1. 支払時期

委託料の支払いは、四半期（4月・7月・10月・1月）に1回とします。

2. 精算

指定介護予防支援業務において、市が上限設定した3職種職員1人あたりの担当件数月10件（介護予防ケアマネジメントAを含む。）を上回った場合には、上回った件数に係る介護報酬相当額を包括的支援事業に係る委託料から精算し、返還させるものとします。

Ⅲ 応募

Ⅲ-1 応募資格

業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人で、以下に掲げる要件をすべて満たす法人とします。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者、社会福祉法人、医療法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人のいずれかであり、印西市内において、平成29年4月1日現在下記のア・イのいずれかについて実績があること。ただし、福祉用具の貸与・販売のみの事業所は除く。
 - ア 介護保険法に基づく地域包括支援センター
 - イ 介護保険法に基づく指定を受けてサービスを提供する事業所
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の22第2項各号の規定に該当しない法人であること。
- (3) 福祉分野における事業において、違法行為等により指定の取消し、指定効力の全部又は一部停止等の処分を過去5年以内に受けていない法人であること。
- (4) 法人が現に運営している施設について、所轄庁の直近の指導監査・実地指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申し立てがなされていない法人、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立てがなされていない法人であること。
- (7) 法人の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。
- (9) 直近の2年間に、納税義務を有する税金（法人市民税、法人県民税及び法人事業税）を滞納していないこと。
- (10) 公募説明会に参加していること。

Ⅲ-2 スケジュール

公募に関するスケジュールは次のとおりです。

	項目	日程
1	公募開始・募集要項配布開始	平成29年11月1日（水）
2	公募説明会参加申込期限	平成29年11月16日（木）
3	公募説明会	平成29年11月17日（金）
4	参加表明書・質問票受付開始	平成29年11月17日（金）
5	参加表明書提出期限	平成29年11月24日（金）
6	参加資格確認結果通知発送	平成29年12月1日（金）
7	質問票提出期限	平成29年12月8日（金）
8	質問回答予定日	平成29年12月18日（月）
9	応募書類提出期限	平成29年12月28日（木）
10	審査（プレゼンテーション）	平成30年1月15日（月）
11	選定結果通知・公表	平成30年2月上旬
12	契約締結、引き継ぎ	平成30年2月中旬～3月
13	業務開始	平成30年4月1日

Ⅲ-3 募集要項の配布

募集要項は次のとおり配布します。

配布期間	平成29年11月1日（水）から11月17日（金）まで
配布場所	① 印西市役所1階 高齢者福祉課窓口 （平日午前8時30分から午後5時15分まで） ② 印西市ホームページ http://www.city.inzai.chiba.jp/

Ⅲ-4 公募説明会

応募予定者は、必ず公募説明会に参加してください。

日 時	平成29年11月17日（金） 午後2時から（午後3時30分終了予定）
場 所	印西市役所 会議棟 204会議室
申し込み	平成29年11月16日（木）午後5時15分までに、ファクシミリ又は電子メールにて「印西市地域包括支援センター運営事業業務委託法人公募説明会参加申込書（様式1）」を提出してください。 ① ファクシミリ 0476-40-3881 ② 電子メール koureika@city.inzai.chiba.jp ※送信後は必ず電話で送信した旨を伝え、着信したことを確認してください。
そ の 他	・ 応募予定者は必ず出席してください。 ・ 参加者は3名までとします。

Ⅲ-5 参加表明手続

応募にあたっては、事前に参加表明手続が必要です。

方 法	提出書類を印西市役所1階 高齢者福祉課窓口へ持参してください。
提出書類	次の①から⑤の順にインデックスを付し、A4縦型ファイルに左綴じしたものを1部提出してください。 ① 印西市地域包括支援センター運営事業業務委託法人公募参加表明書（様式2） ② 誓約書（様式3） ③ 印西市内における事業実績（様式4） ④ 監督官庁の現地検査等の結果及び改善報告書（直近に実施されたもの） ※印西市内における施設・事業所についてのみ ⑤ 納税義務を有する税金の納税証明書（直近2年分）
受付期間	平成29年11月17日（金）から11月24日（金） 平日午前8時30分から午後5時15分まで
結果通知	参加資格の確認を行い、参加資格確認結果通知書を平成29年12月1日（金）に発送します。

Ⅲ-6 質問及び回答

質問の受付及び回答は文書により行います。

方 法	質問書（様式5）にご記入の上、ファクシミリ又は電子メールにより送付してください。 ① ファクシミリ 0476-40-3881 ② 電子メール koureika@city.inzai.chiba.jp ※送信後は必ず電話で送信した旨を伝え、着信したことを確認してください。
受付期間	平成29年11月17日（金）から12月8日（金） 平日午前8時30分から午後5時15分まで
回 答	平成29年12月18日（月）午後5時15分までにファクシミリまたは電子メールにて回答します。
そ の 他	・電話や口頭による質問は受け付けません。 ・質問に対する回答は参加表明者全員に回答します。

Ⅲ-7 応募書類の提出

応募にあたっては、次のとおり書類を提出してください。

提出書類	15ページ「応募書類」の6～20に掲げる書類
書類の体裁	① 応募書類を応募書類目録（様式6）の順番に整理し、ページ番号を付すこと。 ② 全体をA4縦型ファイル等に左綴じし、応募書類目録の番号を付したインデックス付きの仕切りを入れ、ファイルの表面及び背見出しに「法人名」と「応募地域包括支援センター名」を記載すること。 ③ 応募書類は、正本1部・副本9部（副本についてはコピー可）を提出すること。
受付期間	参加資格確認結果通知書の受領後から12月28日（木）まで 平日午前8時30分から午後5時15分まで
提出方法	印西市役所1階 高齢者福祉課窓口へ持参してください。
その他	受付期間経過後は、市から指示をしたものを除き、応募書類の訂正、追加又は再提出等は一切認められません。

Ⅲ-8 応募に関する注意事項

- (1) 同一法人による複数の地域包括支援センターへの応募は認めません。
- (2) 提出書類は返却しません。
- (3) 応募に要する経費等は応募者の負担とします。
- (4) 提出書類は当該法人選定以外の目的には使用しません。ただし、印西市情報公開条例（平成12年条例第24号）第7条の規定により、不開示情報（個人情報や法人等の利益を害する恐れのある情報）を除き、情報開示の対象となります。
- (5) 応募者及び応募内容が次のいずれかに該当する場合は失格とします。
 - ① 印西市地域包括支援センター運営事業業務委託法人選考委員会（以下「選考委員会」という。）委員、本市職員その他関係者に対し、自己に有利な取扱いを求めるための働きかけを行う目的で接触した場合
 - ② 応募書類に虚偽があるとき
 - ③ その他不正な行為があると認められる場合

IV 選定及び契約

IV-1 審査及び選定

1. 審査及び選考方法

受託候補者の選定は、選考委員会において、評価基準に基づき、応募書類の審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を行い、運営協議会の意見を聴取した上で決定します。

2. プレゼンテーション及びヒアリング

応募書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施します。

日 時	平成30年1月15日（月） 午前9時から ※集合時間等の詳細は後日通知します。
場 所	印西市役所 会議棟 204会議室
所要時間	・応募書類に基づくプレゼンテーション 20分 ・応募書類等に対するヒアリング 15分程度
出席者	・1法人3人以内とし、法人の職員以外の者の参加は認めません。 ・説明は業務に直接携わる者が行ってください。
留意事項	・プレゼンテーションは提出された応募書類に基づき行うものとし、パソコンやプロジェクター等の使用は認めません。 ・説明資料の当日追加は認めません。

3. 審査の評価基準

- ① 評価基準は16ページのとおりです。
- ② 応募者が単数の場合は大項目ごとの点数が配点の6割以上の者を、応募者が複数の場合は大項目ごとの点数が配点の6割以上の者のうち最高得点者を受託候補者として選定します。
なお、最高得点者が複数いる場合は、選考委員会での協議により受託候補者を選定します。

4. 選定結果の通知及び公表

選定結果は、応募者に対して平成30年2月上旬に文書で通知するとともに、概要を市ホームページで公表します。

IV-2 契約

1. 契約

受託候補者として決定した法人と市との間で細目を協議し、所定の手続きを経て委託契約を締結します。

2. 受託の辞退

- ① 受託候補者による辞退あるいは人員体制等の欠格で委託できない事故が生じたことにより市に損害が生じた場合には、その費用を請求する場合があります。
- ② 受託候補者が辞退した場合は、次点の法人を繰り上げて決定する場合があります。

V 応募書類等一覧

V-1 応募書類

	書類名	様式
1	印西市地域包括支援センター運営事業業務委託法人公募説明会参加申込書	様式1
2	印西市地域包括支援センター運営事業業務委託法人公募参加表明書	様式2
3	誓約書	様式3
4	印西市内における事業実績	様式4
5	質問書	様式5
6	応募書類目録	様式6
7	印西市地域包括支援センター運営事業業務委託法人応募申込書	様式7
8	法人の定款又は寄附行為の写し	
9	法人の登記事項証明書	
10	印鑑証明書	
11	前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録	
12	法人の役員名簿	
13	預金残高証明書	
14	法人に関する事項(法人概要)	様式8
15	運営に関する計画書(業務実施等)	様式9
16	運営に関する計画書(職員配置)	様式10
17	運営に関する計画書(職員確保)	様式11
18	見積書	様式12
19	法人及び運営施設の概要がわかる資料(パンフレット等)	
20	その他市の指定する書類(追加提出を求めた場合)	

※証明書類は、証明年月日が書類提出時の3か月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものを使用してください。なお、複写機による写しでも差し支えありません。証明書独自に有効期限があるものについては、この限りではありません。

印西市地域包括支援センター運営事業業務委託法人評価基準

大項目	評価項目	評価着目点
法人に関する事項	1 法人実績	
	高齢者福祉に関する事業実績	・印西市内において高齢者福祉事業の運営実績があるか
	介護保険サービスの事業実績	・印西市内に事業所があり、介護保険サービスの提供実績があるか
	2 基本理念・方針	
	応募動機	・応募動機は適切か
	応募圏域の認識	・圏域の特性や地域課題を正しく捉えているか
	地域貢献	・地域における役割をどのように考えるか
	地域のネットワークづくり	・地域の関係機関との連携についてどのように考えるか
	公正・中立性の確保	・公正・中立性を理解し、その確保のための方策は適切か
	3 職員配置	
	職員の配置	・3職種職員が確保されているか
欠員が生じた場合の体制確保	・3職種に欠員が生じた場合の体制確保策は適切か	
人材育成	・職員の資質向上や専門性向上に向けた取り組みを検討しているか	
地域包括支援センター運営に関する事項	4 業務実施計画	
	総合相談支援業務、権利擁護業務	・迅速に対応する体制を整えているか
	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	・多職種協働を理解し、連携・協働の体制づくりの方策は適切か
	介護予防ケアマネジメント業務、指定介護予防支援業務	・自立支援の視点を持っているか ・適正に実施できる人員体制を整えているか
	認知症関連業務	・地域の実情に応じた支援の取り組みを検討しているか
	地域課題への対応	・地域ケア会議の活用など、積極性のある取り組みを検討しているか
管理体制に関する事項	5 リスク管理	
	24時間対応体制	・24時間対応可能な体制を整えているか
	事故・緊急時の対応	・事故・緊急時の対応体制を整えているか
	苦情処理の対応	・苦情処理の体制を整えているか
	個人情報の保護・管理	・個人情報の管理について適切な体制を整えているか

担当部署

名 称	印西市 健康福祉部 高齢者福祉課 基幹型地域包括支援班
所 在 地	〒270-1396 千葉県印西市大森2 3 6 4 番地2
電 話	0 4 7 6 - 3 3 - 4 5 9 3
ファクシミリ	0 4 7 6 - 4 0 - 3 8 8 1
電子メール	koureika@city.inzai.chiba.jp